

水田園芸拠点づくり事業

農林水産部産地支援課

〔目 的〕

水田を活用した園芸の産地化を加速するため、拠点産地の形成・拡大に向けた取組や水田園芸に意欲を持って取り組む農業者の規模拡大を支援

〔事業内容〕

R7年度

事業区分・対象経費等		事業実施主体	補助率
1. 拠点産地の計画づくり・実行支援			
(1) 計画策定や見直しに必要な取組支援 ・水田園芸拠点づくり計画の策定、見直しを支援 〔対象経費〕・研修会の開催、先進地視察等	農業者の組織する団体 等	1／2以内 ※補助金額は500千円/事業を上限とする	
(2) 計画実行に必要な取組支援 ・策定した水田園芸拠点づくり計画の実行を支援 〔対象経費〕・栽培、作業受託等の実証、研修会開催、先進地視察等	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、農業者の組織する団体、農業協同組合、市町村農業振興公社等)		
(3) 新たに県推進品目に取り組む担い手に対する支援 ・新たに県推進品目に取り組む農業者の栽培実証を支援 〔対象経費〕・排水対策に必要な機械レンタル費、種苗費、資材費等	新たに取り組む農業者(要件) 露地品目は概ね10a以上、施設品目は概ね2a以上の栽培実証に取り組むこと		
2. 拠点産地の体制づくり支援			
(1) 機械共同利用の体制づくり支援 ・農業者が共同で利用する機械や農業者へ貸し出す機械の導入を支援 〔対象経費〕・共同利用機械、貸出用機械の購入 (排水対策、畝立て・移植、防除、収穫、調製作業用等)	〔共同利用機械〕 水田園芸拠点づくり計画及び地域計画に位置付けられた者で構成する共同利用組織	①1／2以内 (要件) 水田園芸拠点づくり計画において、露地品目は3ha以上、施設品目は30a以上規模拡大すること ※補助金額は10,000千円/事業を上限とする ②1／3以内 ※①の要件に満たない場合 ※補助金額は 5,000千円/事業を上限とする	
	〔貸出用機械〕 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(農業協同組合、市町村農業振興公社等)		
(2) 作業受託の体制づくり支援 ・法人等が作業受託するために必要な機械等の導入を支援 〔対象経費〕・作業受託用機械の購入	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた法人等(農業協同組合の出資法人、市町村農業振興公社、農事組合法人等)		
(3) 機械化等の推進 ・経営体の規模拡大に必要なとなる機械等の導入を支援 〔対象経費〕・機械、施設等の整備 (栽培用パイプハウス等の生産施設は対象外)	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等)	1／3以内 ※補助金額は5,000千円/事業を上限とする	
(4) 広域での仕組みづくり支援 ・国庫補助事業を活用した広域利用施設、一次加工施設等の整備を支援 〔対象経費〕・機械、施設等の整備	国庫補助事業活用者	1/6以内	
(5) ハウス等整備支援(ミニトマト、アスパラガス)			
ア 国庫補助事業活用型 ・国庫事業を活用したハウス等の取得または賃貸を支援 〔対象経費〕・栽培ハウス本体とその付帯設備の整備	農業用	〈賃貸〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられ、国庫事業を活用する者(リース会社、市町村、農業協同組合、市町村農業振興公社等) 〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられ、国庫補助事業を活用する者(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等)	1／4以内 ※地域研修用ハウスの補助金額は、10,000千円/事業を上限とする
	地域研修用	〈取得〉 島根県地域研修制度事業実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める協定経営体	
イ 県・市町村事業型 ・ハウス等の取得または賃貸を支援 〔対象経費〕・栽培又は研修用ハウス本体とその付帯設備の整備	農業用	〈賃貸〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(市町村、農業協同組合、市町村農業振興公社) 〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等)	1／4以内 ※ただし、市町村等からハウス等整備に係る総事業費の1/4以上の補助を受けることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限り ※地域研修用ハウスの補助金額は、10,000千円/事業を上限とする
	地域研修用	〈取得〉 島根県地域研修制度事業実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める協定経営体	
ウ 県単独事業型 ・ハウス等の取得を支援 〔対象経費〕・栽培ハウス本体とその付帯設備の整備	農業用	〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人等)	1／3以内
3. 加工・業務用向け契約取引の促進(キャベツ)			
・農業者と加工業者等との取引を仲介する中間事業者が、契約数量を確保するために市場等から調達した場合、掛増し経費の一部を支援 〔対象となる取引〕・中間事業者と農業者との定量契約	県内中間事業者 ※県内農業者との共同申請により事業を実施	1／2以内	